

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正
する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（施設型給付費等の額に係る通知等） 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	（施設型給付費等の額に係る通知等） 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
2 ……略……	2 ……略……
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第35条 ……略……	第35条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」	3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 ……略……

2 ……略……

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ

と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 ……略……

2 ……略……

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号

(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第27号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 ……略……

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 ……略……

2～7 ……略……

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に掲げる事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 ……略……

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保

イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第27号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 ……略……

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 ……略……

2～7 ……略……

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に掲げる事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 ……略……

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保

育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第26条中「児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し」とあるのは「懲戒に関し」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 ……略……

2 ……略……

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条

育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第26条中「児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し」とあるのは「懲戒に関し」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 ……略……

2 ……略……

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3

から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあ

項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあ

るのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 ……略……

2 ……略……

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に掲げる満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

第2条 ……略……

第3条 削除

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

るのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 ……略……

2 ……略……

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

第2条 ……略……

(利用定員に関する経過措置)

第3条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。